

第1節 防災意識の高揚

本町は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、要援護高齢者、障害者等に配慮するとともに、地域において要援護高齢者・障害者等を支援する体制が整備されるように努める。

第1 防災知識の普及啓発

本町は、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ア 飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難場所、家族との連絡方法等の確認
- オ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 自家用車の使用自粛等の注意事項
- エ 要援護高齢者・障害者等への支援
- オ 初期消火、救出救護活動
- カ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- キ 避難生活に関する知識

2 普及啓発の方法

(1) 広報紙、防災ハンドブック等による啓発

台風、洪水、火災、地震などに関する防災意識の普及のための記事を定期的に広報紙等へ掲載するとともに、防災ハンドブック等を各世帯へ配布するほか、ポスターの掲示、広報車による巡回広報等を利用して、防災意識の高揚を図る。

また、外国語版、点字版のパンフレットの作成など、外国人や視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細やかな啓発に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進